

岩手県告示第 461 号の 3

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の規定により、平成 20 年 6 月 14 日の平成 20 年岩手・宮城内陸地震により災害が発生した北上市、奥州市、胆沢郡金ヶ崎町及び西磐井郡平泉町の区域内において平成 20 年 6 月 14 日から救助を行うこととした。

平成 20 年 6 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也